



国自安第268号

国自整第393号

平成28年3月4日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長



整備課長



デファレンシャル・オイル不良による火災事故防止の徹底について

事業用自動車の車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、昨年末から2月8日までに、複数の火災事故が発生していることは誠に遺憾である。

このうち、岡山県津山市の火災（1月31日）、北海道勇払郡の火災（2月8日）は、いずれも貸切バスが走行中、後軸付近から出火したものであり、その状況から、差動装置（デファレンシャル）のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより潤滑不良となった状態で走行を続けたことから同装置の内部が過熱し、火災に至ったものと推定されている。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、貴協会傘下会員に対し、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期されたい。

記

1. デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
2. デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
3. デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。

